

## 平成 28 年度 第 1 回大台ヶ原の利用に関する協議会 議事次第

日時：平成 28 年 11 月 30 日(水)13:30～15:30

場所：奈良商工会議所 中ホール

### 1 開会

### 2 議事

- (1) 大台ヶ原登録ガイド制度について（作業部会における検討状況報告）
- (2) 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱の改正について
- (3) 平成 29 年度西大台利用調整地区の運用計画について
- (4) 調査結果の報告
- (5) その他

### 3 閉会

#### ○ 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料 1
  - ①大台ヶ原登録ガイド制度の検討スケジュール
  - ②大台ヶ原登録ガイド制度の枠組み（案）
  - ③大台ヶ原登録ガイド制度の骨子と要綱等との対照
  - ④大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱（案）
  - ⑤大台ヶ原登録ガイド制度運営細則（案）
  - ⑥大台ヶ原登録ガイド講習会（案）
- ・ 資料 2 大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱（改正案）
- ・ 資料 3 平成 29 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）
- ・ 資料 4 東大台における携帯トイレブース設置に関する試行調査の結果（速報）
- ・ 資料 5 大台ヶ原の利用動向及びアンケート調査（概要）
- ・ 資料 6 平成 28 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区における秋期の利用集中期交通渋滞緩和業務（概要）

## 出席者名簿

国土交通省近畿運輸局	(ご欠席)
林野庁近畿中国森林管理局	三重森林管理署 小畑 敏彦 地域林政調整官
奈良県地域振興部	南部東部振興課 水本 昌志
奈良県くらし創造部景観・環境局	佐野 正幸 係長 田垣内 政信 主任技能員
奈良県県土マネジメント部	吉野土木事務所用地管理課 中井 孝 主幹 道路管理課道路管理係 西川 厚人 係長 向井 晴久 主任主査
奈良県警察吉野警察署	(ご欠席)
三重県農林水産部	みどり共生推進課 自然公園班 中村 元久 班長
上北山村	地域振興課 遠藤 学 課長
川上村	(ご欠席)
大台町	産業課 平井 淑騎 主事 大杉谷登山センター 蕨野 祐樹 事務局員
上北山村議会	(ご欠席)
上北山村観光協会	更谷 昌美 会長
上北山村区長会	(ご欠席)
上北山村漁業協同組合	(ご欠席)
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
上北山村山岳救助隊	(ご欠席)
奈良県猟友会上北山支部	新谷 五男 副支部長
(財)グリーンパークかわかみ	(ご欠席)
奈良県勤労者山岳連盟	高橋 円 自然保護委員
奈良県山岳連盟	野田 健司 自然保護委員

三重県山岳連盟	根本 幹雄 名誉理事
大阪府山岳連盟	(ご欠席)
近畿日本鉄道株式会社 鉄道事業本部	花本 美孝 山下 成治
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通株式会社	乗合事業部 藤井 崇司 課長
公益社団法人 日本山岳会関西支部	斧田 一陽 自然保護委員長
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	(ご欠席)
大台ヶ原パークボランティア の会	(ご欠席)
ワーク21上北山	(ご欠席)
吉野きたやま森林組合	森岡 哲也 専務
一般社団法人 心湯治館	城内 勲 代表理事
自然を返せ！関西市民連合	田村 義彦 代表
大台・大峯植生談話会	(ご欠席)
環境省近畿地方環境事務所  吉野自然保護官事務所	榎本 和久 国立公園課長 川村 義治 生物多様性企画官 蒲池 紀之 自然再生企画官 戸田 博史 野生鳥獣感染症対策専門官 矢部 敦子 係員 菅野 康祐 自然保護官 井藤 大樹 自然保護官補佐

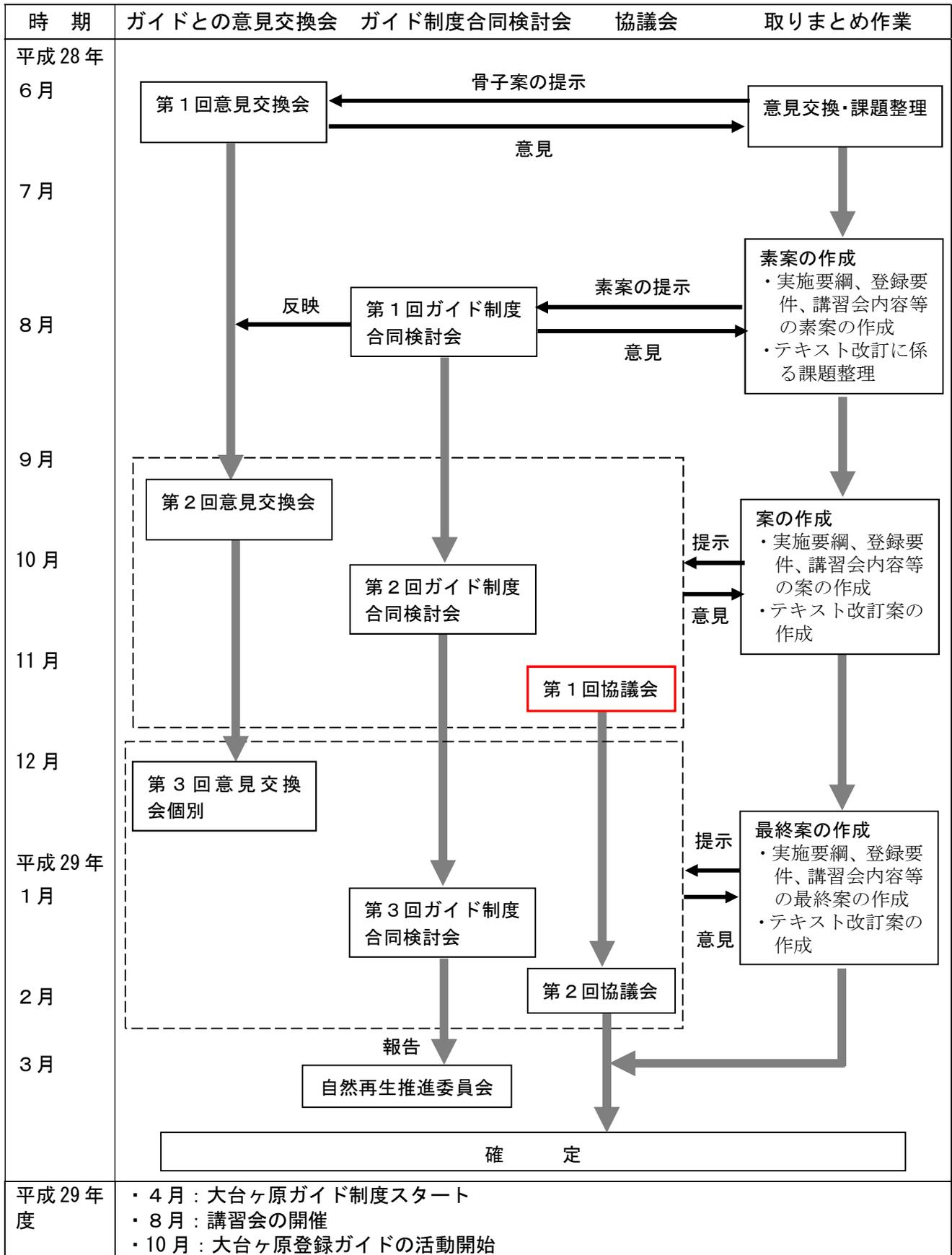
<大台ヶ原ビジターセンター>

株式会社環境総合テクノス	樋口 高志 福嶋 千草
--------------	----------------

<業務受託者>

株式会社スペースビジョン研 究所	宮前 保子 安場 浩一郎 小川 遥
---------------------	-------------------------

## 大台ヶ原登録ガイド制度の検討スケジュール



平成 29 年度におけるガイド登録のスケジュール（案）

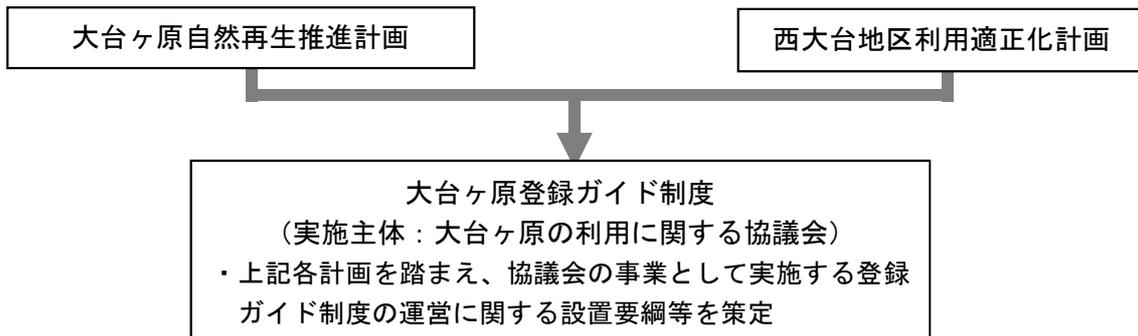
月	スケジュール	登録ガイド	登録機関
平成29年 4月	大台ヶ原ガイド制度 スタート	・申請書・添付書類の 準備	・ガイド制度を開始す ることを広く広報 ・照会対応 ・申請書の送付等
5月	〈 募集期間 〉	・申請書等を登録機 関に提出	・申請書受理 ※書類に過不足等が あれば申請者に通知 し調整
6月		・講習会の申込み・受 講料の支払い	・審査 ・審査結果(仮)の通 知
7月	〈 審査期間 〉	・受講	・講習会の通知 ・受講の確認
8月		◆ 講習会の開催	・審査結果(決定)の 通知 ・(納付を確認後)登 録証の交付
9月		・登録料の納付	
10月	大台ヶ原ガイドの稼 働開始	大台ヶ原ガイドとして 活動	HPでガイドのプロ フィールを広報
11月			

<想定>

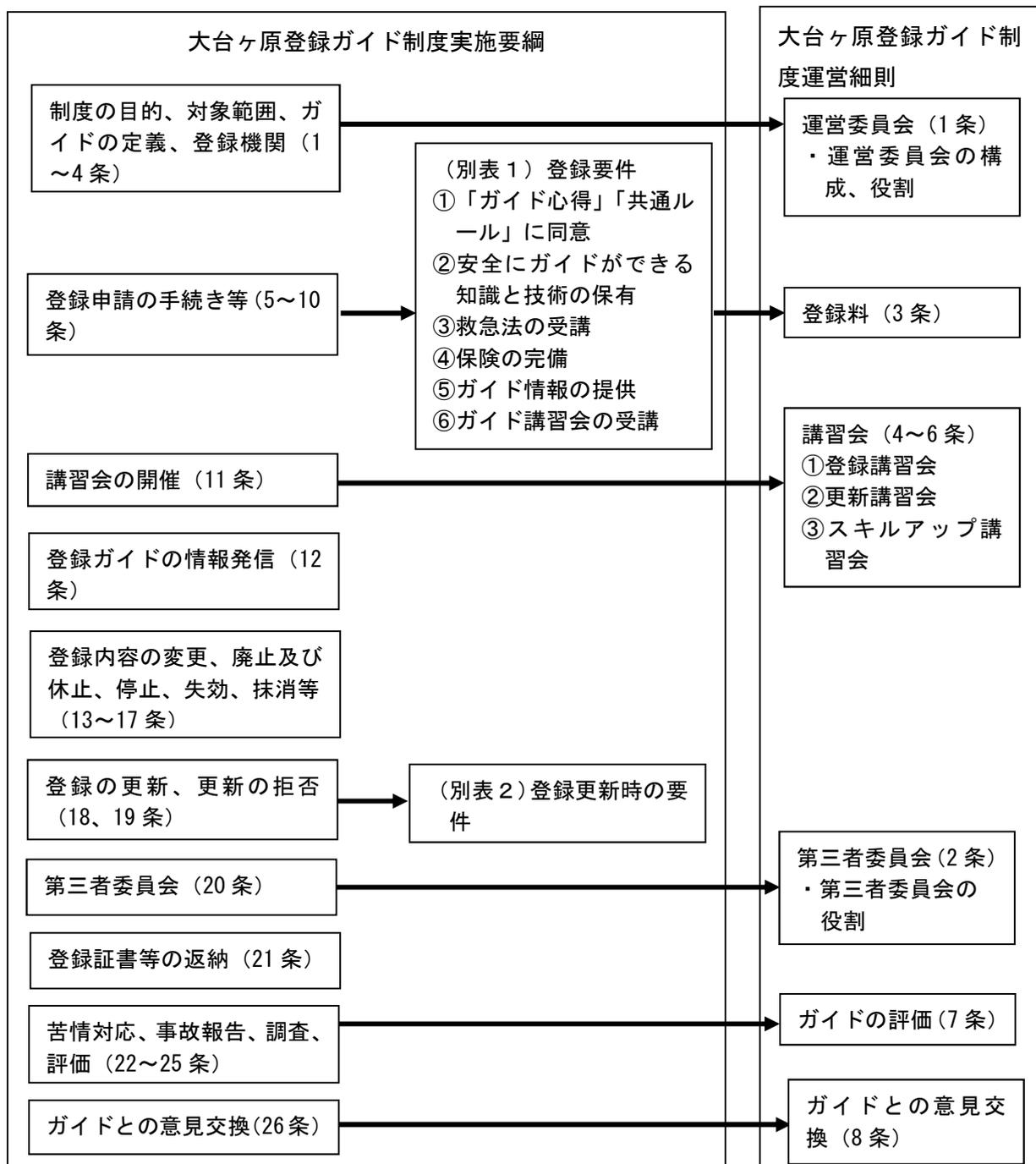
- ・大台ヶ原登録ガイド制度は、平成29年4月からスタートする予定
- ・初回の募集（受付）期間は5～6月の2か月間を予定
- ・書類審査で要件を満たしている者に対しては、講習会開催前にその旨を伝える。  
書類審査で登録要件を満たしていない者に対しては、その内容に応じて調整することを検討
- ・登録講習会は8月頃に開催予定
- ・登録講習会について、やむを得ない事情により欠席する者、講習会開催までに登録要件を満たしていない者等に対しては救済措置を検討
- ・登録の日付は10月1日付けを想定 → 10月1日から大台ヶ原登録ガイドとして活動開始

## 大台ヶ原登録ガイド制度の枠組み（案）

## 1. ガイド制度の位置付け



## 2. ガイド制度の規定



## 大台ヶ原登録ガイド制度の骨子と要綱等との対照

骨子	要綱、運営細則	詳細解説
<p>1 大台ヶ原ガイド制度の意義・目的</p> <p>「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、大台ヶ原におけるガイド制度導入は、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発言に寄与することを目的とする。</p> <p>1) より質の高い自然体験の提供</p> <p>現在、大台ヶ原の自然や自然再生事業の他、歴史・文化等の魅力や取組等についての説明は、西大台利用調整地区立入の事前レクチャーにより実施しているが、ガイドによる現地案内という選択肢を加えることにより、利用者へより質の高い自然体験の機会の提供と自然環境の保全に関する普及啓発が可能となる。</p> <p>また、登山経験の浅い利用者に対し、より安全・安心な自然体験の機会を提供する・ことが可能となるとともに、利用マナーの向上が図られ、自然環境の保全に寄与する。</p> <p>2) 地元への経済的効果の発現</p> <p>ガイドの利用やガイド付きツアーの増加に伴う利用者や滞在時間、宿泊利用者の増加のみならず、地元ガイドの増加等により、地域経済への波及効果が期待される。</p>	<p>要綱 第 1 条</p>	
<p>2 対象地域の範囲</p> <p>西大台を中心とした大台ヶ原を対象範囲とする。</p>	<p>要綱 第 2 条</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲は西大台利用調整地区及び東大台</li> <li>・ルートは対象範囲内の歩道とし、歩道外の利用は不可とする。</li> </ul> <p>大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇嶺、日出ヶ岳を含む）、木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とする。</p>
<p>3 大台ヶ原ガイド制度におけるガイドとは</p> <p>大台ヶ原は、登山だけに留まらず、大台ヶ原にしかない優れた自然や自然再生事業の取組、地域に息づく歴史・文化等他の地域にはない魅力にあふれている。</p> <p>また、利用者からは、「自然について解説をしてもらえるガイドを望む。」との要望も強い。</p>	<p>要綱 第 3 条</p>	

<p>これらを踏まえ、大台ヶ原におけるガイドは、大台ヶ原の魅力や取組を様々な方法で利用者に伝え、質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原ガイド制度」の意義・目的に賛同する者とする。</p>		
<p>4 ガイド制度の仕組み</p> <p>大台ヶ原におけるガイド制度は、登録機関が実施する講習会を受講するなど、一定の要件を満たすことで登録される「登録制」とする。</p> <p>登録機関は「大台ヶ原の利用に関する協議会」とし、協議会内部にガイド制度を運用するための運営委員会を設置する。</p>	<p>要綱 第4条 運営細則 第1条</p>	<p>・運営委員会の構成機関 (案) 近畿地方環境事務所、奈良県、上北山村、川上村、上北山村商工会、上北山村観光協会</p>
<p>5 登録要件</p> <p>登録要件は、以下を満たしていることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 大台ヶ原ガイド制度の意義・目的に賛同すること。</li> <li>2) 賠償責任保険に加入していること。</li> <li>3) 救命法等の講習を受講していること。</li> <li>4) ガイドに関する資格を取得していること。</li> <li>5) 登録機関が実施するガイド講習を受講していること。</li> <li>6) その他協議会において定める要件</li> </ol>	<p>要綱 第6条 別表1</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①「登録ガイドの心得」及び「ガイド事業共通ルール」に同意すること。</li> <li>②安全にガイドができる知識と技術を有していること。</li> <li>③日赤の救急法基礎講習又は消防等が行っている普通救命講習の受講経験があること。</li> <li>④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。</li> <li>⑤登録機関に対して、様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。</li> <li>⑥協議会が実施する登録講習会を受講していること。</li> </ol>
<p>6 ガイド登録制度の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 登録の仕組み <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 登録希望者は申請</li> <li>イ 登録機関で審査</li> <li>ウ 審査をクリアした者は講習会を受講</li> <li>エ 登録料の納付確認</li> <li>オ 登録者を決定・登録</li> </ol> </li> <li>2) 講習会の種類 <p>次の3種類を想定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 登録講習会 (必須)</li> <li>イ 更新講習会 (必須)</li> </ol> </li> </ol>	<p>要綱 第5～11条  登録料については 運営細則 第3条  講習会については</p>	<p>・登録期間は3年間</p>

<p>ウ スキルアップ講習会（仮称）任意</p>	<p>要綱第 11 条・運営細則第 4～6 条</p>	
<p>7 登録状況の発信 登録機関のHP等により、登録ガイドに関する情報を広く国民に発信する。</p>	<p>要綱第 12 条</p>	
<p>8 実施体制 自然再生推進委員会の助言・協力を得つつ、登録機関である大台ヶ原の利用に関する協議会が事業を実施し、事務作業及び経費等は、協議会の構成機関のうち運営委員会（仮称）のメンバーとなる者が分担する。</p>	<p>要綱第 4、20 条 運営細則第 1、2 条</p>	

## 大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱（案）

この要綱は、大台ヶ原の利用に関する協議会（以下「協議会」という。）が行う大台ヶ原登録ガイド制度（以下「ガイド制度」という。）に関する必要な事項を定めるものである。

また、要領の細部については、別途大台ヶ原登録ガイド制度運営細則（以下「運営細則」という。）に定めるところによる。

### （制度の目的）

第1条 この制度は、「大台ヶ原自然再生推進計画 2014」の長期目標である「ワイズユースの山」の実現を目指し、利用者に対してより質の高い自然体験の提供、地元への経済的効果の発現に寄与することを目的とする。

### （対象地域の範囲）

第2条 別添「大台ヶ原登録ガイド制度対象範囲」のとおり、西大台及び東大台を対象とする。

### （ガイドの定義）

第3条 この制度におけるガイドとは、有料で大台ヶ原においてガイド活動を行い、大台ヶ原の魅力や自然再生の取組を利用者に伝え、安全で質の高い自然体験の機会を提供することができる知識と技術を有し、かつ「大台ヶ原登録ガイド制度」の意義・目的に賛同する者とする。

### （登録機関）

第4条 登録ガイドの登録先は、協議会とする。また、登録ガイドの登録に関する事務は、運営細則に規定する大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行うこととする。

### （登録の申請）

第5条 登録ガイドの登録を受けようとする者は、協議会会長（以下「会長」という。）に、様式 1 及び様式 2 に必要事項を記入して、申請しなければならない。

2 登録申請に関する審査は、運営委員会が行い、会長が決定する。

### （登録の要件）

第6条 大台ヶ原登録ガイドの登録要件（以下「要件」という。）は、別表 1 のとおりとする。

### （登録等）

第7条 会長は、登録申請に対する審査結果を申請者に通知し、要件を満たした者に対しては、第 12 条に規定する講習会の開催について通知することとする。

2 前項の通知を受けた申請者は、講習会の受講料を納付し、講習会を受講しなければならない。

3 会長は、講習会の受講を終えた者に対して、登録が可能である旨を通知することとする。

4 前項の通知を受けた者は、別表 1 に掲げる提出書類及び運営細則に示された登録料を納付し

なければならない。

- 5 前項の登録料は、通知を受けた日から10日以内に納付しなければならない。
- 6 会長は、第4項の提出書類の提出及び登録料の納付があったときは、速やかに申請者を登録ガイドとして登録するものとする。
- 7 登録に係る手数料は、廃止及び休止、停止、失効並びに抹消による返納はしない。

#### (登録の拒否)

第8条 会長は、登録ガイドの登録を受けようとする者が次の号に該当するとき、又は申請書類に虚偽の記載があるときは、その登録を拒否することができる。

- (1) 第18条の規定により登録ガイドの登録を抹消され、登録が抹消された日から3年を経過しない者、暴力団と関係がある者等会長が不的確と判断する者

#### (登録証書等の交付)

第9条 会長は、第7条の登録を行ったときは、申請者に登録ガイド登録証書(様式3)等を交付する。

#### (登録の有効期間)

第10条 第7条第6項の登録ガイド登録の有効期間は、同条第6項で登録された日から起算して3年を経過した年度の3月31日までとする。

#### (講習会の開催)

第11条 会長は、第7条の登録および第18条の登録の更新に関して、運営細則に規定する講習会を開催するものとする。

#### (登録ガイドの情報発信)

第12条 会長は、第7条第6項の登録をしたときは、登録ガイドの情報を公表するものとする。

#### (登録内容の変更等)

第13条 登録ガイドの登録を受けた者は、申請書の記載事項に変更があったときは、変更事由を記載した書類に登録証書の写しを添えて会長に提出し、その訂正を受けるものとする。

- 2 登録ガイドの登録を受けた者は、第9条の登録ガイド登録証書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、会長に申請して、登録証書の再発行を受けることができる。

#### (事業の廃止及び休止)

第14条 登録ガイドの登録を受けた者が当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 登録ガイドの登録を受けた者が、病気、育児、介護、勉学等の理由により当該登録に係る業務を休止するときは、あらかじめその旨を会長に申請し、承認を得なければならない。
- 3 前項の休止の期間は、届け出の日から3年以内とする。

- 4 第2項の休止の届け出を行った者が登録に係る事業を再び行うときには、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 5 前項の再開の届け出を行った者に係る登録の有効期間が経過していた場合は、第2項の承認を得た残りの期間を有効期間とする。

(登録の停止)

第15条 会長は、登録ガイドの要件に適合しないと認められる事由が生じたときは、その登録を停止することができる。

- 2 会長は、前項により登録を停止した場合は、当該ガイドにその旨を通知する。
- 3 登録の停止を受けた者は、登録を停止された日から起算して1年以内に要件に適合した場合は、登録の停止解除を申請することができる。但し、第10条の登録有効期間を超えて、申請することはできない。
- 4 会長は登録の停止解除の申請を受けた場合は、登録の停止を解除することができる。

(登録の失効)

第16条 登録ガイドへの登録は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その効力を失う。

- (1) 前条の登録を停止された日から起算して、1年以内に登録の停止の解除の申請が行われなかったとき。
- (2) 登録に係る有効期間が経過し、更新の手続きが行われなかったとき。
- (3) 休業の届け出を行った日から起算して、3年以内に事業の再開の届け出が行われなかったとき。

- 2 会長は、前項により登録が失効したときには、登録していたガイドにその旨を通知する。
- 3 登録の失効を受けたものは、再登録をする場合、登録時の要件(別表1)を満たさなければならない。

(登録の抹消)

第17条 会長は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、運営委員会における検討結果について運営細則に規定する大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会(以下、「第三者委員会」という。)に助言を求め、その結果を踏まえて、登録を抹消することができる。

なお、審査に当たっては、当該ガイドに対して弁明の機会を付与するものとする。

- (1) 過失等の原因による重大な事故が生じたとき。
  - (2) 利用者からの苦情に適切に対処せず、行為等が改善されないと認められるとき。
  - (3) 申請書の記載情報が虚偽であると認められるとき。
  - (4) その他会長が登録の抹消に当たると判断するとき。
- 2 会長は、前項により登録を抹消したときは、登録に係るガイドにその旨を通知する。
  - 3 登録の抹消を受けた者は、登録が抹消された日から起算して3年間は、登録の申請を行うことができない。

(登録の更新)

第18条 登録ガイドの登録の更新を受けようとする者は、会長に申請しなければならない。

- 2 登録更新時の要件は、別表2のとおりとし、登録の更新を受けようとする者は、同表に掲げる書類を提出するものとする。
- 3 登録更新に関する審査は、第6条の定めを準用する。
- 4 登録更新料は、第7条の定めを準用する。

(登録更新の拒否)

第19条 会長は、登録ガイドの更新を受けようとする者が別表2の要件に適合しないと認められる、又は、第8条に規定する事項に抵触するときは、その登録の更新を拒否することができる。

(第三者委員会)

第20条

会長は、登録の拒否又は登録の停止又は登録抹消又は更新の拒否をするときは、運営細則に規定する第三者委員会を設置し、その助言を求めることができる。

(登録証書等の返納)

第21条 登録ガイドの登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、会長に登録に係る登録証書等を返納しなければならない。

- (1) 登録ガイドへの登録が停止されたとき
- (2) 登録ガイドへの登録が失効したとき
- (3) 登録ガイドへの登録が抹消されたとき
- (4) 登録ガイドの登録期間が満了したとき
- (5) 第14条第1項の事業の廃止の届け出を行ったとき

(苦情の通知及び調査並びに対処報告)

第22条 会長は、利用者や住民等から登録ガイドについて苦情が寄せられた場合は、必要に応じて当該ガイドに通知するとともに、内容を調査し、適切な対応を求めるものとする。

(事故の報告)

第23条 登録ガイドは、事業又は業務の遂行上、事故が生じた場合は速やかに会長に報告するものとする。

- 2 報告を受けた会長は、その概要を登録ガイドに周知し、事故の再発防止に努めるものとする。

(調査)

第24条 会長は、登録の審査等において、関係する職員、運営委員会に対して登録ガイドの所在地やガイド場所等に派遣させて、調査させることができる。

(ガイドの評価)

第 25 条 会長は、本制度が大台ヶ原におけるより質の高い自然体験の提供等に寄与するために、定期的に本制度の評価を実施することとする。

(ガイドとの意見交換)

第 26 条 会長は、大台ヶ原登録ガイドと協議会及び登録ガイド間の情報共有、意見交換を図るための意見交換会を必要に応じて開催することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1) 登録要件

項目	提出書類
①「登録ガイド心得」及び「ガイド事業共通ルール」に同意すること。	様式2 同意書
②安全にガイドができる知識と技術を有していること。	様式1
③日赤の救急法基礎講習又は消防等が行っている普通救命講習の受講経験があること。	過去1年以内の受講等の経験があることを証明するものの写し
④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。	契約書等の写し
⑤登録機関に対して、様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。	様式5 登録ガイド情報
⑥協議会が実施する登録講習会を受講していること。	受講修了証の写し

上記の①～④の提出書類は、登録を申請する際に、様式1と併せて提出すること。⑤、⑥の提出書類は、ガイド登録講習会を受講した後、登録料と併せて提出すること。

(別表2) 登録更新時の要件

項目	提出書類
①「登録ガイド心得」及び「ガイド事業共通ルール」に同意すること。	様式2 同意書
②安全にガイドできる知識と技術を有していること。	様式4
③日赤の救急法基礎講習又は消防等が行っている普通救命講習の受講経験があること。	過去1年以内の受講等の経験があることを証明するものの写し
④ガイド活動中における賠償責任保険に加入していること。	契約書等の写し
⑤登録機関に対して、様式5に示す登録ガイドに関する情報を提供すること。	様式5 登録ガイド情報
⑥協議会が実施する更新講習会を受講していること。	受講修了証の写し
⑦登録ガイドに登録していること	有効期間内の登録ガイド登録証書の写し

(様式1)

申請書受付	平成 年 月 日	受付者
受付番号：		号

大台ヶ原登録ガイド登録申請書（案）

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会  
会 長 殿

申請者 \_\_\_\_\_  
現住所 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_  
事業所名（屋号） \_\_\_\_\_  
事業所所在地 \_\_\_\_\_

私は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱第5条に基づき登録を受けたいので、同実施要綱に記載された事項を了承の上、下記の資料を添付して申請します。

記

1 別表1に掲げる提出書類

- ①「登録ガイド心得」及び「ガイド事業共通ルール」への同意書（様式2）
- ②大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関の長からの推薦状、又は〇〇〇等の資格認定証等の写し
- ③救急法受講修了証の写し  
(過去1年以内の救急法基礎講習の修了者認定証または普通救命講習I以上の受講修了証の写し、又は有効期間内の赤十字救急法救急員認定証の写し)
- ④賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類

(様式2)

### 登録ガイド心得 (案)

私たち大台ヶ原登録ガイドは、ガイドという仕事を通じて、多くの人々に大台ヶ原の自然の素晴らしさを伝えるとともに、その自然環境の保全に寄与することに誇りを持ち、次の心得に基づいて活動します。

- 1 利用者の安全性を最優先に考えて行動します。
- 2 大台ヶ原の自然環境の保全に努めるとともに、大台ヶ原自然再生事業に賛同します。
- 3 大台ヶ原の自然や歴史、文化の魅力を幅広く伝えていきます。
- 4 ガイド活動において、地域社会の活性化に寄与します。

### ガイド事業共通ルール (案)

(ガイドの範囲)

- 1 大台ヶ原登録ガイドの対象範囲は、実施要綱に示された範囲内とする。
- 2 対象ルートは、大台ヶ原周回線（松浦武四郎分骨碑ルート、大蛇岨、日出ヶ岳を含む）及び木和田大台ヶ原線（小処～逆峠）とする。歩道以外の立入りは行わない。

(安全管理)

- 1 ガイドツアーの参加者に対して、傷害保険の加入を強く勧めるとともに、服装を始め安全管理上及び自然環境保全に関する注意事項を伝え、十分な準備をさせて参加させる。
- 2 参加者の体調に注意し、ツアーへの参加が難しいと判断される者は辞退させる。
- 3 天候の状況に注意し、大雨、雷等の気象条件によりガイドツアーの実施が難しいと判断される場合は、ツアーを中止し適切な安全対策を行う。
- 4 怪我等の事故が発生した場合は、適切な処置を行い、必要な場合は救急を要請し、救急隊に引き渡すまで責任を持って対処する。

(自然環境保全)

- 1 自然公園法の規則を遵守し、不適切な行為が行われないよう参加者に適切な行動を求める。
- 2 西大台は、我が国で最初に利用調整地区に指定された地区であり、西大台の特殊性を十分理解し、自然環境に影響を及ぼすことがない利用に努める。

(登録要件の遵守)

保険の完備等登録時の要件とされる事項について、登録後も引き続き要件を満たしておくこと。

私は、上記登録ガイド心得を遵守し、ガイド事業共通ルールに同意します。

また、登録ガイドに登録後は、ガイド技術の向上に努めるとともに、地域振興に貢献しガイドの社会的地位の向上に努めます。

平成○年○月○日

氏名 印

(様式3)

## 大台ヶ原登録ガイド登録証書（案）

\_\_\_\_\_  
様

あなたは、大台ヶ原登録ガイド制度の趣旨に賛同し、当協議会が定める大台ヶ原登録ガイドへの登録要件を全て満たしました。よってここに、大台ヶ原登録ガイドとして登録します。

登録番号 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会 会長

印

(様式4)

申請書受付	平成 年 月 日	受付者
受付番号：		号

大台ヶ原登録ガイド更新申請書（案）

平成 年 月 日

大台ヶ原の利用に関する協議会  
会 長 殿

申請者 \_\_\_\_\_  
現住所 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
生年月日 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_  
登録年月日 西暦 年 月 日 \_\_\_\_\_  
事業所名（屋号） \_\_\_\_\_  
事業所所在地 \_\_\_\_\_

私は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱第18条に基づき登録の更新を受けたいので、同実施要綱に記載された事項を了承の上、下記の資料を添付して申請します。

記

1 別表2に掲げる提出書類

- ①「登録ガイド心得」及び「ガイド事業共通ルール」への同意書（様式2）
- ②大台ヶ原の利用に関する協議会の構成機関の長からの推薦状、又は〇〇〇等の資格認定証等の写し
- ③救急法受講修了証の写し  
(過去1年以内の救急法基礎講習の修了者認定証または普通救命講習I以上の受講修了証の写し、又は有効期間内の赤十字救急法救急員認定証の写し)
- ④賠償責任保険契約書類の写し等、保険契約の内容が分かる書類
- ⑤大台ヶ原登録ガイド登録証書の写し



## 大台ヶ原登録ガイド制度運営細則（案）

この規則は、大台ヶ原登録ガイド制度実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（大台ヶ原登録ガイド制度運営委員会）

第 1 条 要綱第 4 条に規定する運営委員会は、大台ヶ原の利用に関する協議会会長（以下「会長」という。）が指名する別表 1 の機関により構成することとする。

2 運営委員会は、大台ヶ原登録ガイドの登録及び抹消の適否に係る審査、登録・更新に係る事務、登録ガイドの情報発信、講習会の開催、広報、登録ガイドに関する苦情に係る調査、その他の事務を行うこととする。事務作業は構成機関で分担して行い、事務作業に係る経費は原則として、当該の事務作業を担当する機関が負担することとする。

別表 1（案）

運営委員会構成機関
環境省 近畿地方環境事務所
奈良県
上北山村
川上村
上北山村商工会
上北山村観光協会

（大台ヶ原登録ガイド制度第三者委員会）

第 2 条 要綱第 20 条に規定する第三者委員会は、会長が必要とするときに設置し、会長が委嘱する委員により構成することとする。

2 第三者委員会は、大台ヶ原登録ガイドの登録、更新、及び抹消の適否、その他会長が付託する事項に関して、第 3 者の視点からその妥当性について検討し、助言を行うこととする。

（登録料）

第 3 条 要綱第 7 条に規定する登録料は 8,000 円とする。

（登録講習会）

第 4 条 会長は、大台ヶ原登録ガイドの登録に必要な講習会として、以下のような内容の講習会を、毎年開催することとする。

- (1) 吉野熊野国立公園大台ヶ原地区の沿革および利用のルールに関する事項
- (2) 大台ヶ原の自然環境に関する事項
- (3) 大台ヶ原の歴史に関する事項
- (4) 大台ヶ原自然再生事業の取組の経緯と成果に関する事項
- (5) 周辺地域における地域活性化の取組に関する事項

(6) ガイドをめぐる動向に関する事項

(7) その他

2 講習会の日程および詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(更新講習会)

第5条 会長は、大台ヶ原登録ガイドの登録の更新に必要となる講習会として、以下のような内容の講習会を、毎年開催することとする。

(1) 大台ヶ原の自然環境に関する事項

(2) 周辺地域における地域活性化の取組に関する事項

(3) ガイドをめぐる動向に関する事項

(4) その他

2 講習会の日程および詳細な内容については、年度ごとに決定する。

(スキルアップ講習会)

第6条 会長は、大台ヶ原登録ガイドのガイド技術の向上のための講習会を必要に応じて開催することができる。

(ガイドの評価)

第7条 会長は、要綱第25条に規定する制度の評価について、定期的実施することができる。

2 評価の方法は、利用者によるアンケートを基本とし、年度ごとに決定する。その結果については、ガイドのステップアップのために必要に応じてガイドに通知するとともに、制度自体の改善に資するものとする。

(ガイドとの意見交換)

第8条 会長は、要綱第26条に規定する登録ガイドとの意見交換会を必要に応じて開催することができる。

## 大台ヶ原登録ガイド講習会（案）

## 1. 目的

- ・大台ヶ原登録ガイド講習会は、登録ガイドを目指す者に対して、大台ヶ原でガイドを行う上で知っておくべき事項について伝えることにより、大台ヶ原登録ガイドの質を維持・向上していくことを目的とする。

## 2. 実施機関

- ・大台ヶ原の利用に関する協議会

## 3. 実施時期・場所

- ・実施時期：初年度（初回）の登録は平成 29 年 8 月、次年度以降は毎年 2 月及び 3 月の各 1 日間  
※受講者が予定を立てやすいよう、開催日は毎年固定（2 回開催）することを想定。いずれかの日を受講する。
- ・場所：上北山村内で実施することを想定

## 4. 参加費

- ・講習会の開催は、環境省の事業として実施  
なお、参加費（受益者負担分）として、講師料、資料代等を徴収することを想定

## 5. 実施内容案

項目	内容	時間	担当
吉野熊野国立公園大台ヶ原の沿革および利用のルールについて	・吉野熊野国立公園大台ヶ原地区の指定の経緯 ・自然公園法に基づく規制や利用調整地区のルールについて	9：30～10：15	環境省近畿地方環境事務所
大台ヶ原の自然環境について	・大台ヶ原の自然環境の特徴 ・希少な動植物について ・植生の変化について	10：15～11：00	各テーマの専門家
休憩		11：00～11：15	
大台ヶ原の歴史について	・明治までの大台ヶ原の歴史 ・明治以降の開発と自然保護の歴史	11：15～12：00	各テーマの専門家
昼食		12：00～13：00	
大台ヶ原自然再生事業の取組の経緯と成果	・自然再生事業の背景・目的 ・自然再生事業の取組内容と成果	13：00～13：45	環境省近畿地方環境事務所
大台ヶ原の自然環境に関するトピックス	例) 大台ヶ原におけるシカの生息状況と生態系への影響、大台ヶ原の昆虫類、等	13：45～14：30	各テーマの専門家
休憩		14：30～14：45	
周辺地域における地域活性化の取組について	・上北山村における地域振興に係る取組	14：45～15：15	上北山村
	・川上村における地域振興に係る取組	15：15～15：45	川上村
ガイドをめぐる近年の動向	・ガイドに関する資格の現状および今後の展望 ・ガイドに関するその他の動向	15：45～16：30	関西山岳ガイド協会など

大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱 (改正案)

(名称)

1. この会議は、「大台ヶ原の利用に関する協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

2. 協議会は、大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ国立公園として持続可能な利用及び西大台利用調整地区の適切な管理運営を実施していくため、関係者の合意形成を行うとともに連携・協働を図ることを目的とする。

(協議事項)

3. 協議会は、2. の目的に沿って、次に掲げる事項を協議する。

- ①大台ヶ原の利用の適正化及び活性化に関する事項
- ②大台ヶ原の公共交通機関の利用促進に関する事項
- ③大台ヶ原における適正なガイドサービスの提供に関する事項
- ④西大台利用調整地区の管理運営に関する事項

(事業の実施)

4. 協議会は、3.協議事項に係る必要な事業について、協議会の合意により実施することができる。

(2) 事業に関する規定は、事業ごとに定める。

(構成等)

5-4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて、協議会の目的の達成に努めようとする機関（以下「構成機関」という。）であって、別表に定める構成機関で構成する。

(2) 構成機関は、これに属する複数の者を構成員として協議会に出席させることができる。

(3) 協議会は、専門的な助言を得るために、協議会に構成員以外の専門家や関係機関の出席を求めることができる。

(会長)

6-5. (1) 協議会に、会長を置く。

(2) 会長は、近畿地方環境事務所長が務める。

(3) 会長は、協議会を統括するほか、協議会の議事を進行する。

(4) 会長は、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

(部会)

7-6. (1) 協議会に、協議会の効率的運営を図るため、協議会の合意により部会を置くことができる。

(2) 部会は、会長が協議会の意見を聴き、指名した者をもって組織する。

(3) 協議会から付託があった事項について、部会の決定をもって、協議会の決定とすることができる。

(4) 部会は、専門的な助言を得るために、部会に構成員以外の専門家や関係機関の出席を求めることができる。

(事務局)

8-7. 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所が行う。

(改正)

9-8. この要綱は、構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

平成25年 1月25日 施行

平成25年 3月19日 別表改正

平成25年12月 9日 別表改正

平成27年 2月19日 別表改正

平成29年〇月〇日 改正

## 平成 29 年度西大台利用調整地区の運用計画（案）

## 1 利用調整を行う期間

平成 29 年 4 月 21 日（金）から 11 月 30 日（木）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間

なお、閉鎖日は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

## 2 1 日あたりの立入可能な人数の上限

- 利用集中期の平日 : 50 人
- 利用集中期の土日祝日 : 100 人
- 利用集中期以外の平日 : 30 人
- 利用集中期以外の土日祝日 : 50 人

※ 1 団体（2 人以上を団体とする）の利用申込みは、最大 10 人まで

## 3 利用集中期

過去の大台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

- 春期：平成 29 年 4 月 22 日（土）から 6 月 11 日（日）まで
- 夏期：平成 29 年 8 月 5 日（土）から 8 月 15 日（火）まで
- 秋期：平成 29 年 9 月 23 日（土）から 11 月 3 日（金・祝）まで

<図表 1> 平成29年度西大台利用調整地区の運用計画

平成29年度 西大台利用調整地区 利用調整カレンダー

4 月							5 月							6 月							7 月							
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
						2	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4						1	2	
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23	
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31	26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30	24	25	26	27	28	29	30
																					31							

8 月							9 月							10 月							11 月						
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6					1	2	3							1			1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30							
														30	31												

利用集中期

- ・利用調整期間 4月21日～11月30日(延べ224日)
- ・利用集中期 4月22日～6月11日(51日)、8月5日～8月15日(11日)、9月23日～11月3日(42日)

参考(平成28年度)

- ・利用調整期間 4月22日～11月30日(延べ223日)
- ・利用集中期 4月23日～6月12日(51日)、8月6日～8月14日(9日)、9月24日～11月3日(41日)

#### 4 指定認定機関

上北山村商工会が指定認定機関として、引き続き立入認定事務を行う。  
平成 29 年度の立入については、平成 29 年 1 月 20 日（金）から受付を開始する。

#### 5 事前レクチャー

実施期間：平成 28 年 4 月 21 日（金）から 11 月 30 日（木）まで  
実施場所：大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム  
上北山村商工会  
実施者：近畿地方環境事務所（請負事業者含む）及び上北山村商工会  
時間割：以下の時間割を予定

<図表 2> 事前レクチャー時間割

大台ヶ原ビジターセンター		
	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	7：30～8：00
②	8：30～9：00	8：30～9：00
③	9：30～10：00	9：30～10：00
④	10：30～11：00	10：30～11：00
⑤	11：00～11：30	11：00～11：30
⑥	11：30～12：00	11：30～12：00
⑦	16：00～16：30	16：00～16：30

上北山村商工会	
利用集中期、通常期の平日	
①	無し
②	8：30～9：00
③	9：30～10：00
④	10：30～11：00
⑤	11：30～12：00
⑥	16：00～16：30

※（8/13～8/16 を除く）

#### 6 巡視

実施期間：平成 29 年 4 月 21 日（金）から 11 月 30 日（木）まで毎日  
実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーによる巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示の下、複数人数で実施）

## 7 モニタリング

利用調整の効果について評価を行う際の基礎資料を得るため、以下の事項について継続調査（モニタリング調査）を実施

調査結果は大台ヶ原自然再生推進委員会において評価を行う。

＜モニタリング調査項目＞

- ・ 自然環境の状態に関する事項：植物・動物調査
- ・ 利用のあり方に関する事項：利用実態等に関する調査を実施

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について本協議会において報告する。

## 8 普及啓発

西大台利用調整地区の制度について、引き続き関係機関への情報提供、ホームページの運用や広報資料の配布等による幅広い普及啓発を実施する。

## 9 自然ふれあいプログラムの提供等

エコツアーの実施等、関係機関等と連携したプログラムを検討する。

## 東大台における携帯トイレブース設置に関する試行調査の結果（速報）

### 1. 調査の目的

利用者から潜在的な要望がある東大台のトイレ設置について検討するため、平成 27 年度には携帯トイレブースを尾鷲辻に設置し、利用者の意識や利用状況を把握するための基礎調査を行った。本年度の調査では、昨年度の調査結果を受け、今後の適用に向けた実際の運用を想定した条件により、携帯トイレブースを現地に設置し、維持管理における課題やコスト、利用者の反応や意向を把握することを目的として実施した。

### 2. 調査の概要

#### 2-1. 調査期間

調査期間は、以下の 15 日間で、うち平日が 10 日間、土日祝日が 5 日間である。当初は、8/26（金）～9/9（金）の連続 15 日間実施する予定であったが、台風のため、8/29（月）、8/30（火）、9/4（日）、9/5（月）の調査を中止した。そのため、10 月に下表の 4 日間の調査を追加した。

図表 1 調査期間

平成 28 年	8/26（金）～8/28（日）、8/31（水）～9/3（土）、9/6（火）～9/9（金） 10/10（月・祝）、10/11（火）、10/16（日）、10/17（月）
---------	---

#### 2-2. 調査方法

##### （1）携帯トイレブースの設置

本調査では、上記の調査期間中、東大台の尾鷲辻に携帯トイレ用のブースを設置した。携帯トイレブースは、簡易テントを利用し、携帯トイレ用の簡易便座、トイレトペーパー、携帯トイレの仕様説明書等を設置した。

なお、携帯トイレブースは、多くの利用者がある尾鷲辻休憩所からある程度離れており、かつ平坦な場所を選んで、休憩所の約 50m 南に設置した。

##### （2）携帯トイレの販売・回収

東大台歩道の入口（大台ヶ原ビジターセンター側）に販売ブースを設置して、携帯トイレを販売した。昨年度の調査では、無料で携帯トイレを配布したが、今年度は実際の運用を想定して有料とし、1 個 220 円で販売した。販売時間は、午前 9 時から午後 4 時を基本とした。

また、携帯トイレブース内にも携帯トイレを設置し、料金後払いでブース内の携帯トイレを使用することも可能とした。

使用した携帯トイレは、利用者自身で山上駐車場まで持ち帰ることとし、販売ブースの側に設置した回収ボックスで回収した。

なお、調査期間中は、東大台歩道入口、尾鷲辻休憩所、大台ヶ原山上駐車場バス待合所、大台ヶ原ビジターセンターに、携帯トイレの販売および携帯トイレブースの設置に関する案内看板を掲示して、試行調査に関する広報を行った。

### (3) 携帯トイレブースの維持管理

調査期間中は、携帯トイレ販売終了前の午後3時から4時の間に携帯トイレブースの見回りを行い、汚れの確認や備品の補充等の維持管理を行った。なお、調査期間中、ブースや便座が汚されるなどの問題は発生しなかった。

### (4) アンケート

携帯トイレ利用者の属性、携帯トイレの利用に関する意向、携帯トイレブースを利用した際の評価、等について把握するため、アンケート調査を実施した。アンケート票は、携帯トイレを販売する際に購入者に配布し、東大台登山道を利用した後で記入してもらい、販売ブースの係員が受け取るか、または大台ヶ原ビジターセンターに設置した回収ボックスで回収した。

図表2 携帯トイレブースの設置場所および携帯トイレ販売場所



写真1 携帯トイレブースの様子



写真2 携帯トイレブース内部の様子



写真3 販売した携帯トイレのセット  
(便袋1、吸水ポリマー1回分、防臭袋1のセット)

### 3. 調査結果

#### 3-1. 携帯トイレの販売・回収の結果

##### (1) 携帯トイレの販売・回収個数

調査期間における携帯トイレの販売・回収数は、下表の通りである。販売数は、15日間で計130個、うち6個はブース内の携帯トイレを使用後、後払いで料金を支払ったものである。1日当たりの販売個数は8.7個である。なお、ブース内に設置した携帯トイレを使用して、料金の支払いが無かったケースが1件あった。

平日・休日別の平均販売数は、平日が1日当たり5個、休日が1日当たり16個となっている。また、調査期間中雨天の日が5日間あり、雨天の日の平均販売数は1日当たり2.8個、雨天以外は1日当たり11.6個であった。

使用済み携帯トイレの回収数は計18個で、販売数に対する比率は13.7%であった。販売数に対して、回収数が少なかったのは、携帯トイレを購入したが使用しなかった人や、使用したがそのまま持ち帰った人が多かったと考えられる。

図表3 携帯トイレの販売・回収結果

日	曜日	天候	携帯トイレ販売数			ブース内使用 支払い無し	携帯トイレ 回収数	備考
			事前販売	ブース内使用 後払い	計			
8/26	金	晴	0	0	0	0	0	9:00~11:30 テント設営 11:30~16:00 販売
8/27	土	曇	29	0	29	0	4	9:00~16:00 販売
8/28	日	雨・霧	0	0	0	1	0	9:00~14:00 販売 14:00~16:00 台風接近のため テント撤収
8/29	月							台風のため休止
8/30	火							台風のため休止
8/31	水	晴	4	0	4	0	1	9:00~16:00 販売
9/1	木	晴時々曇	4	1	5	0	2	9:00~16:00 販売
9/2	金	晴	5	0	5	0	1	9:00~16:00 販売
9/3	土	雨	0	0	0	0	0	9:00~14:00 販売 14:00~16:00 台風接近のため テント撤収
9/4	日							台風のため休止
9/5	月							台風のため休止
9/6	火	曇のち雨	2	0	2	0	0	9:00~11:00 テント設営 11:00~16:00 販売
9/7	水	晴のち曇	0	0	0	0	0	9:00~16:00 販売
9/8	木	雨一時晴	0	0	0	0	0	9:00~16:00 販売
9/9	金	晴時々曇	11	0	11	0	0	9:00~14:00 販売 14:00~16:00 テント撤収
10/10	月・祝	晴	30	1	31	0	2	9:30~16:00 販売
10/11	火	晴時々曇	11	0	11	0	1	8:00~13:00 販売
10/16	日	曇時々雨	19	1	20	0	3	9:30~11:00 テント設営 9:30~16:00 販売
10/17	月	雨のち晴	9	3	12	0	4	8:00~14:00 販売 14:00~16:00 テント撤収
合計			124	6	130	1	18	

## (2) 大台ヶ原の利用者数と販売個数との関係

調査期間の各日における携帯トイレの販売数と大台ヶ原の推定利用者数との関係は、下表の通りである。調査期間中の各日の推定利用者数に対する販売個数の比率は、0.0%から6.5%の間で、15日間における平均比率は2.3%であった。

図表4 大台ヶ原の利用者数と販売個数との関係

日	曜日	天候	推定利用者数	携帯トイレ販売数	利用者数に対する販売数の比率(%)
8/26	金	晴	235	0	0.0
8/27	土	曇	497	29	5.8
8/28	日	雨・霧	221	0	0.0
8/31	水	晴	265	4	1.5
9/1	木	晴時々曇	206	5	2.4
9/2	金	晴	200	5	2.5
9/3	土	雨	186	0	0.0
9/6	火	曇のち雨	64	2	3.1
9/7	水	晴のち曇	63	0	0.0
9/8	木	雨一時晴	50	0	0.0
9/9	金	晴時々曇	168	11	6.5
10/10	月・祝	晴	1,936	31	1.6
10/11	火	晴時々曇	372	11	3.0
10/16	日	曇時々雨	925	20	2.2
10/17	月	雨のち晴	189	12	6.3
合計			5,577	130	2.3

※大台ヶ原の推定利用者数は、正午時点の駐車台数を基に以下の数式で算出  
 利用者数＝観光バス台数×22人＋自動車台数×2.2人×2回転＋二輪車台数×1.1人

## 3-2. アンケート結果

### (1) アンケート配布・回収数

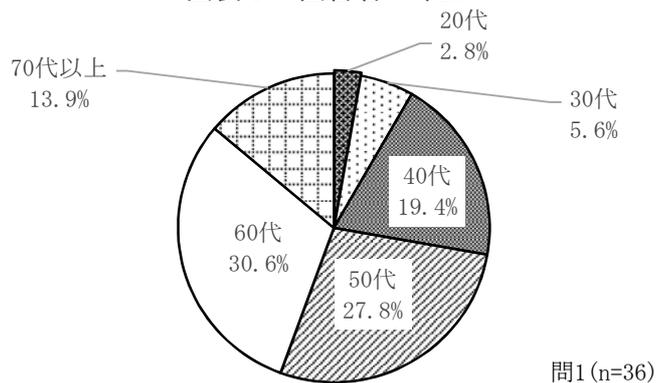
アンケートの配布数は130票、回収数は36票、回収率は27.7%であった。

### (2) 回答者の属性

#### 1) 年齢

回答者の年齢区分は、「60代」が30.6%で最も多く、以下「50代」27.8%、「40代」19.4%と続き、40～60代だけで全体の7割以上を占めていた。

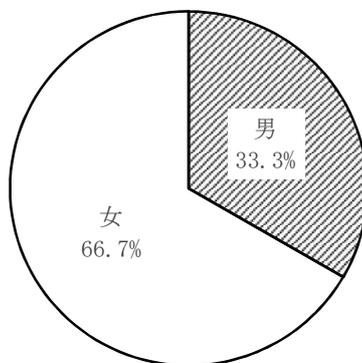
図表5 回答者の年齢



## 2) 性別

回答者の性別は、「男性」が33.3%、「女性」が66.7%であり、男女比は女性の方が6割以上を占めていた。

図表6 回答者の性別

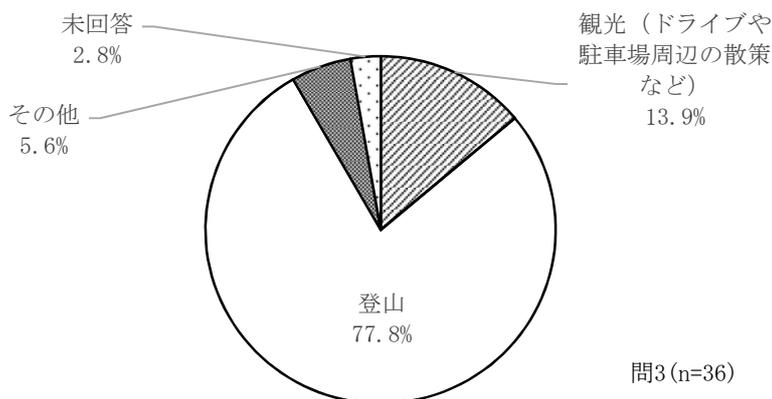


問2 (n=36)

### (2) 来訪の目的

東大台への来訪の目的は、「登山」が77.8%、「観光」が13.9%であり、登山目的が8割弱を占めていた。

図表7 来訪の目的

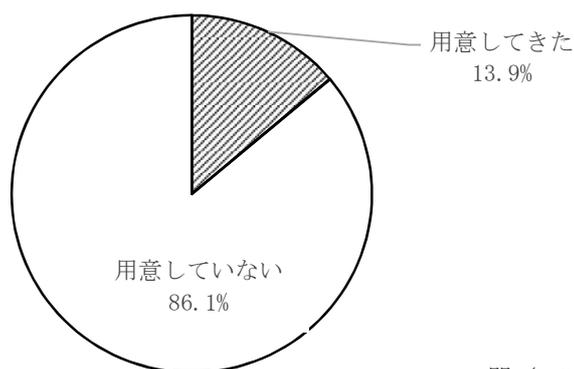


問3 (n=36)

### (3) 携帯トイレの準備状況

来訪目的携帯トイレの準備状況については、アンケート回答者のうち全体の86.1%が携帯トイレを準備しておらず、準備してきた人は13.9%であった。

図表8 携帯トイレの準備状況

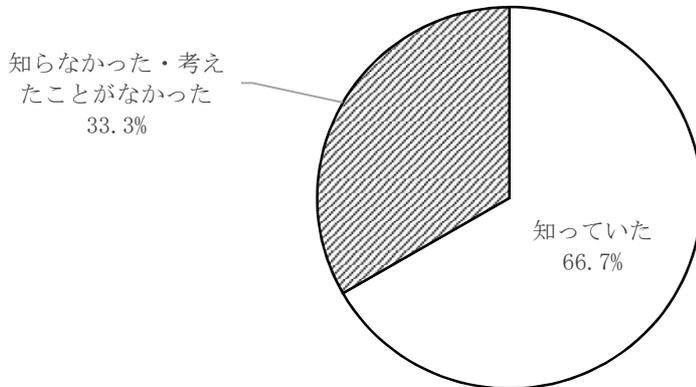


問4 (n=36)

#### (4) 大台ヶ原におけるトイレ整備状況の認知度

大台ヶ原では駐車場にしかトイレが無い事について知っていたかどうかを尋ねた結果、「知っていた」と回答した人が 66.7%、「知らなかった」と回答した 33.3%であった。

図表 9 トイレ整備状況の認知度

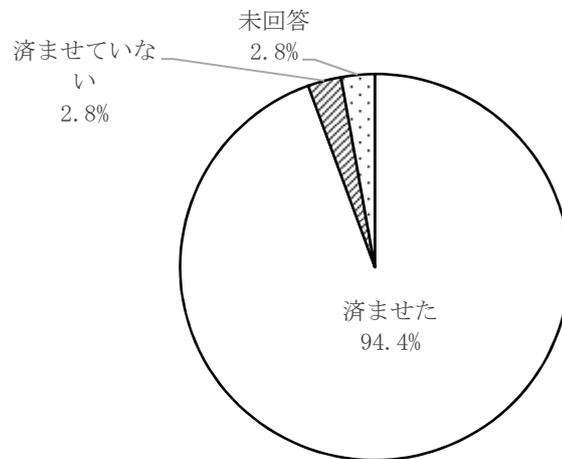


問5 (n=36)

#### (5) 出発前のトイレ利用状況

出発前のトイレ利用状況を尋ねた結果、94.4%が事前に「済ませた」と回答し、「済ませていない」は 2.8%であった。

図表 10 出発前のトイレの利用状況

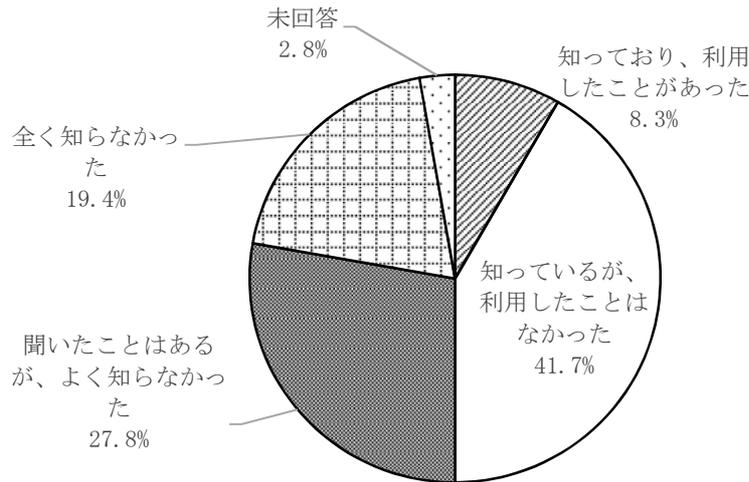


問6 (n=36)

## (6) 携帯トイレの認知度

携帯トイレの認知度について尋ねたところ、「どういうものか知っていたが、利用したことはなかった」が41.7%で最も多く、次いで「聞いたことはあったが、どういうものかよく知らなかった」が27.8%、「全く知らなかった」が19.4%と続き、「携帯トイレがどういうものか知っており、利用したことがあった」は8.3%であった。全体で見ると、7割以上の回答者は携帯トイレがどういうものであるかを知っていた。

図表 11 携帯トイレの認知度



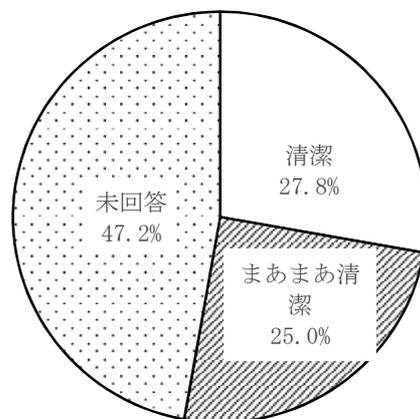
問7 (n=36)

## (7) 携帯トイレブースを利用した上での評価

### 1) 携帯トイレブースの清潔さ

携帯トイレを使用した際の清潔さについて尋ねたところ、「清潔だと思った」が27.8%、「まあまあ清潔だと思った」が25.0%であり、「やや不潔だと思った」、「不潔だと思った」と回答した人はいなかった。

図表 12 ブースの清潔さ



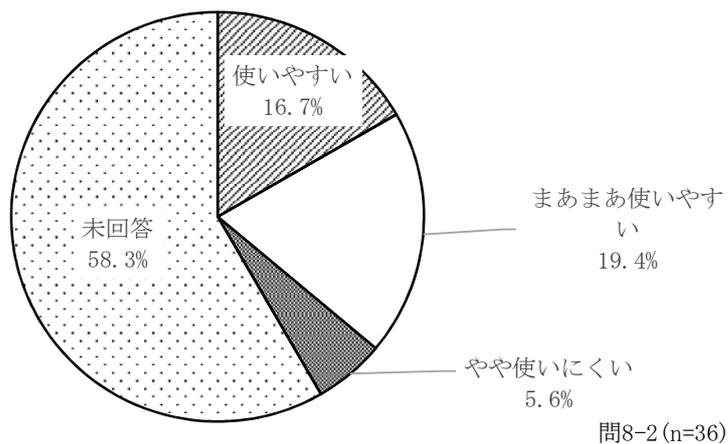
問8-1 (n=36)

## 2) 携帯トイレブースの使いやすさ

携帯トイレを使用した際の使いやすさについて尋ねたところ、「使いやすいと思った」が16.7%、「まあまあ使いやすいと思った」が19.4%、「やや使いにくいと思った」が5.6%であり、「非常に使いにくいと思った」と回答した人はいなかった。

なお、「やや使いにくいと思った」と回答した人に使いにくいと感じた点を尋ねたところ、「便座に袋がかけにくかった」、「中が暗くて少し使い辛かった」、「手洗いやお手拭きがほしかった」という回答であった。

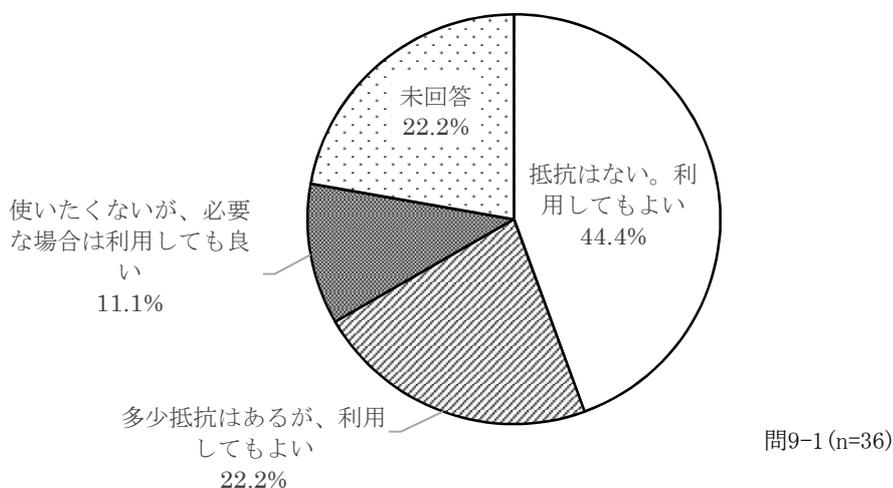
図表 13 ブースの使いやすさ



## (8) 携帯トイレの利用意向

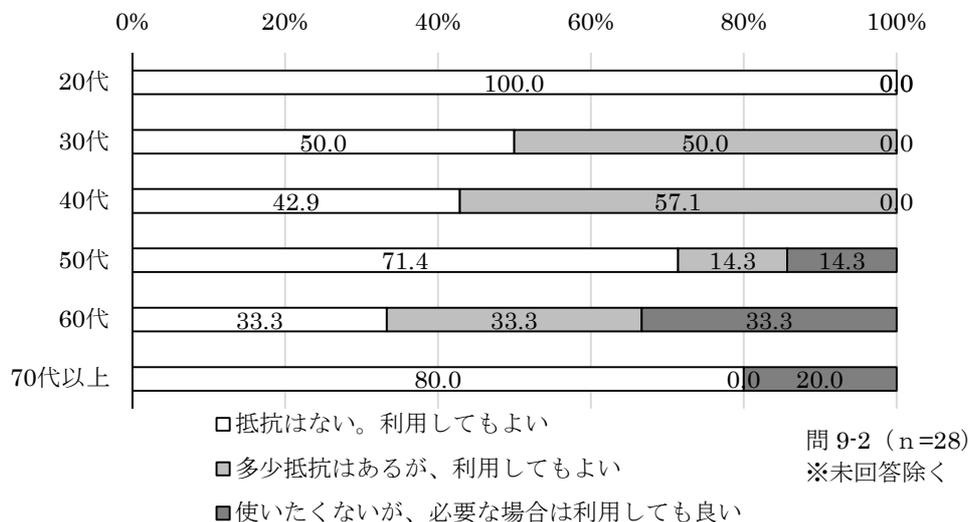
今後の携帯トイレの利用意向について尋ねたところ、「特に抵抗はない。利用してもよい」が44.4%で最も多く、以下「多少抵抗はあるが、携帯トイレを利用してもよい」が22.2%、「使いたくないが、どうしても必要な場合は利用してもよい」が11.1%と続き、「使わない」と回答した人はいなかった。多少の抵抗感がある人も含めると、未回答者を除き、「利用してもよい」と考える回答者の割合は100%であった。

図表 14 携帯トイレの利用意向



次に、携帯トイレの利用意向について、年齢別にみると、下図の通りである、50代以上の回答者に「使いたくないが、必要な場合は利用してもよい」という消極的な回答がみられ、高齢の利用者に、携帯トイレの利用に対する抵抗感が強い傾向がうかがわれる。

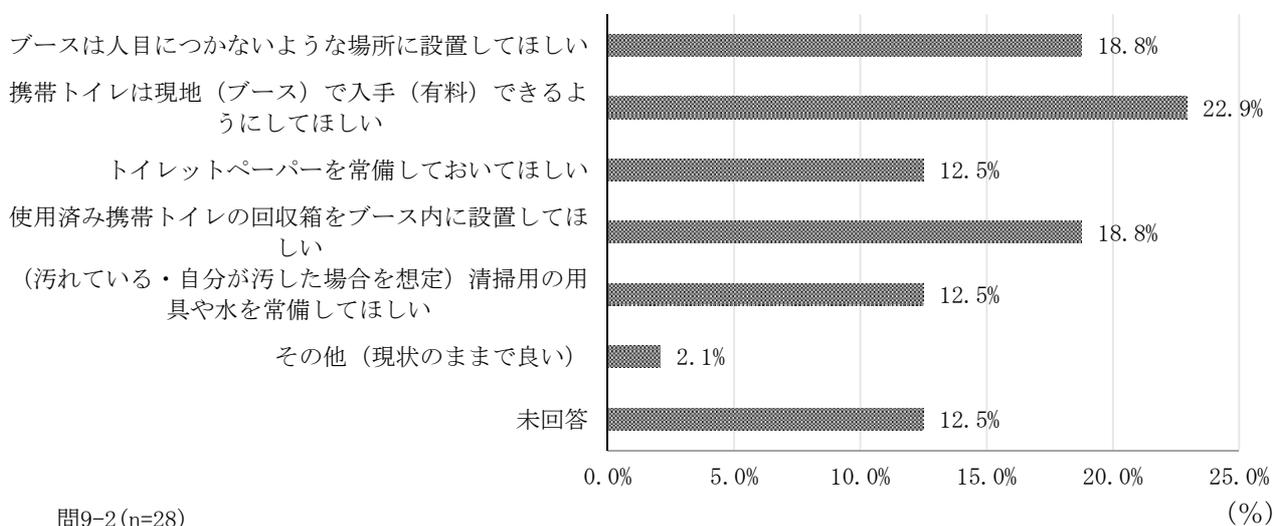
図表 15 年齢別携帯トイレの利用意向



### (9) 携帯トイレブース設置の際に準備（配慮）してほしい事

(8) で、「利用してもよい」と回答した人に対して、携帯トイレブースの利用にあたって、これだけは準備（配慮）してほしい事について尋ねた結果、「携帯トイレは現地（ブース）で入手（有料）できるようにしてほしい」が 22.9%で最も多く、以下「ブースは人目につかないような場所に設置してほしい」と「使用済み携帯トイレの回収箱をブース内に設置してほしい」が 18.8%、「トイレットペーパーを常備しておいてほしい」と「(汚れている・自分が汚した場合を想定) 清掃用の用具や水を常備してほしい」が 12.5%の順で多かった。その他の意見として、「現状のままで良い」との回答があった。

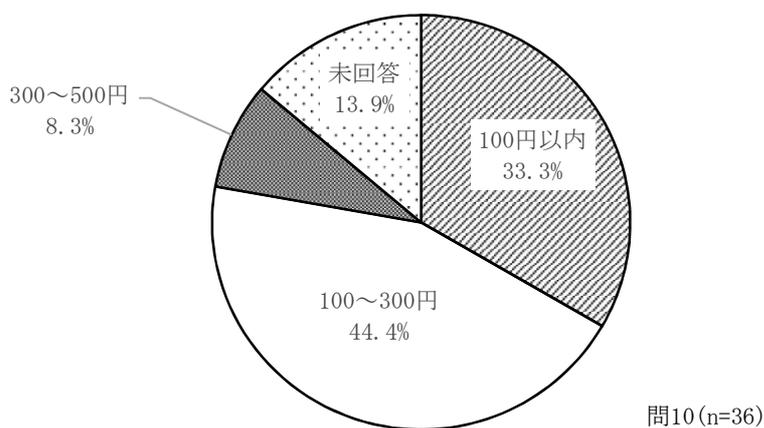
図表 16 携帯トイレブース設置の際に配慮してほしい点（複数回答）



#### (10) 携帯トイレブース利用時の料金負担額

携帯トイレブースを実際に運用する場合には、ブースの維持管理のための費用が必要となることから、携帯トイレブースを利用する際の料金負担額について尋ねた結果、「100～300円」が44.4%で最も多く、次いで「100円以内」が33.3%、「300～500円」が8.3%であった。「500円以上」と「払いたくない」という回答者はいなかった。

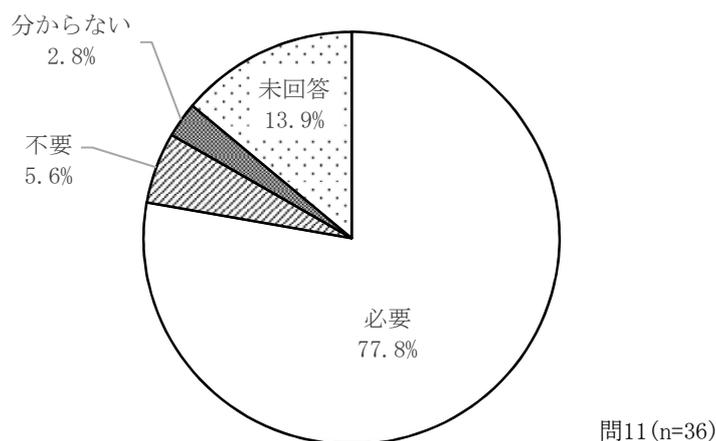
図表 17 利用時の料金負担額



#### (11) 常設携帯トイレブース設置の必要性

大台ヶ原（東大台）歩道における、今後の常設の携帯トイレブース設置の必要性について尋ねたところ、「必要」が77.8%で最も多く、「不要」が5.6%、「分からない」が2.8%であった。全体の7割以上が「必要」と回答した。

図表 18 ブース設置の必要性



## (12) 自由回答

東大台でのトイレの設置について、自由意見を求めた結果、以下の31件の回答が得られた。最も多かったのは、トイレブースの設置に肯定的な意見で15件であった。一方、トイレブース設置に否定的な意見も2件あった。その他には、設置箇所数を増やしてほしいという意見(4件)や、設置場所が分かりにくかったという意見(2件)などがあった。

### ■トイレブース設置に肯定的な意見(15件)

- ・登山道にトイレがあると安心して山歩きが楽しめるので、是非お願いしたい。(2件)
- ・水分を控えようということを考えなくてよい。(2件)
- ・使用後はすっきりした気分でハイキングを楽しむことができた。
- ・女性には安心感がある。(2件)
- ・男性は立ち小便がなくなって良いと思う。
- ・トイレの設置をお願いしたい。
- ・大変良いチャレンジだと思う。(2件)
- ・継続することに協力する。
- ・トイレの設置を待っていた。
- ・すごく良かった。(2件)

### ■ブースについての意見(3件)

- ・ペーパーが備えられていることに驚いた。
- ・「使用中・アキ」の札はもう少し大きいほうが分かりやすい。
- ・便座に袋をひっかけるフックがあるとなお安心できる。袋が下に落ちてしまわないか心配だった。

### ■使用料金についての意見(1件)

- ・費用がかかるのは当然だと思う。

### ■設置場所についての意見(2件)

- ・トイレを見つけられず、結局使用しなかった。
- ・場所が分かりにくい。

### ■設置箇所数についての意見(4件)

- ・男女トイレを別にしてほしい。(2件)
- ・今回は1カ所だけだったが、2カ所ぐらいあったほうが良い。
- ・日出ヶ岳山頂や大蛇峠分岐辺りにもトイレブースがあると安心。

### ■トイレブース設置に否定的な意見(2件)

- ・自然保護のためにトイレ設置は必要ないと思う。
- ・山の自然の中に設置は景観にそぐわない。

#### ■その他の意見（4件）

- ・用意してきたが、購入した。
- ・6時に駐車場があいていることに驚いた。素晴らしい場所だった。
- ・1000人入山したら必ず1000人トイレをして帰るコースなので、人にとっても自然環境にとっても切実な問題である。トイレブースがあると、人も山も安心で、誰でもできる保全活動になる。
- ・トイレ持ち帰りが当たり前のマナーになると良い。

#### 4. 考察

8～10月の15日間、携帯トイレブースを設置し、携帯トイレの販売を行った結果、1日当たりの携帯トイレ販売数は8.7個、期間中の大台ヶ原の推定利用者数に対する割合は2.3%であった。

一方、携帯トイレの購入者に対するアンケート結果では、ほとんどの回答者が今後も携帯トイレを利用してもよいとしており、回答者の8割近くが東大台に常設の携帯トイレブースを設置する必要があると回答するなど、携帯トイレブースに対するニーズは高いといえる。また、自由回答でも携帯トイレブースの設置に対して肯定的な意見が多かった。

携帯トイレブースの利用後の評価についても、概ね清潔で使いやすいという評価が多かった。

これらを踏まえると、調査期間中の大台ヶ原利用者に対して、携帯トイレの販売数の割合は低い、アンケート調査からは、携帯トイレブースに対する潜在的な需要は少なくないと考えられる。

## 大台ヶ原の利用動向及びアンケート調査（概要）

### 1. 大台ヶ原の利用動向

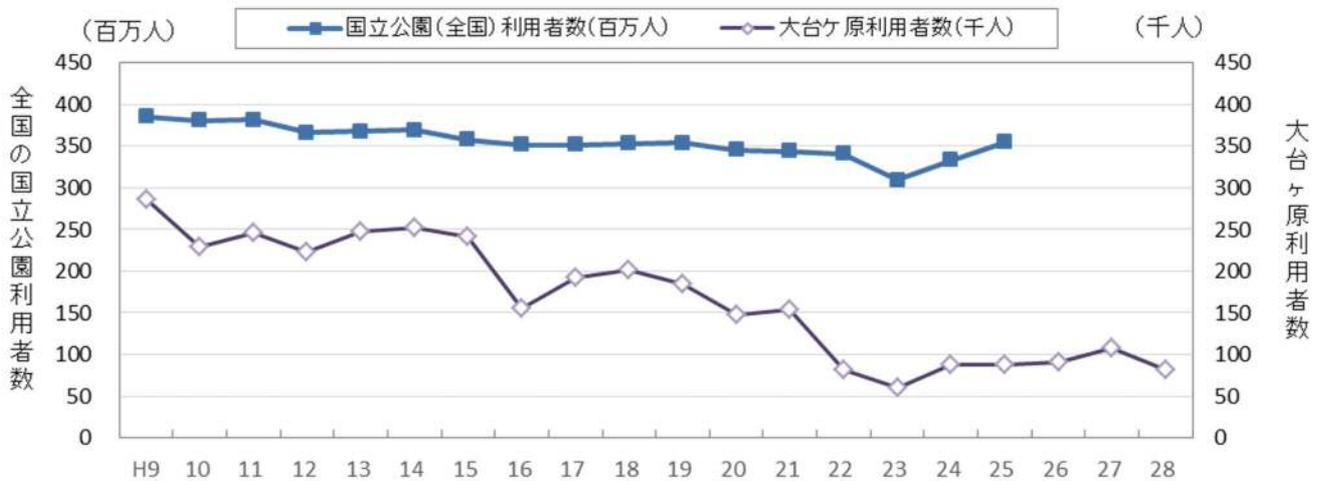
#### （1）大台ヶ原の利用者数の推移

平成 28 年の大台ヶ原の利用者数は 81,898 人であった。

大台ヶ原の利用者数の過去 20 年間の推移を全国の国立公園利用者数と併せてみると、平成 22 年まで双方とも減少傾向にあるが、国立公園と比べ大台ヶ原は平成 16 年、平成 22 年と大きく減少している。その後、どちらも平成 23 年度から微増傾向に転じた。

※平成 28 年度の大台ヶ原の利用者数は 10 月末時点

図表 1 全国の国立公園と大台ヶ原の利用者数の推移<sup>2</sup>（20 年間）



#### （2）西大台利用調整地区の認定者数及び入山者数

西大台利用調整地区の認定者数及び入山者数は、平成 20 年度以降、いずれも増加傾向にあり、平成 28 年の認定者数は 3,329 人、入山者数は 3,048 人で、前年度に次いで多くなると予想される。月別にみると、入山者数は 10 月が最も多く（903 人）、次いで 5 月（639 人）であった。

※平成 28 年度西大台利用調整地区に関するデータは 11 月 5 日時点

図表 2 西大台利用調整地区の認定者数・入山者数の推移<sup>6</sup>

月	認定者数 (人)									入山者数 (人)								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
4月	55	51	21	56	42	60	109	74	125	51	43	21	40	42	58	96	72	120
5月	222	324	260	524	519	636	756	934	696	188	298	203	430	477	591	699	851	639
6月	174	118	273	249	281	251	309	236	308	166	107	240	183	256	230	278	216	288
7月	88	86	102	154	198	262	270	289	402	84	74	96	135	183	250	230	230	363
8月	127	137	153	285	270	370	367	320	417	121	107	152	264	252	340	300	303	400
9月	85	87	124	129	275	294	262	395	280	70	84	117	54	240	199	234	368	216
10月	304	332	615	512	903	915	866	870	975	268	286	563	428	839	714	706	834	903
11月	233	138	160	153	491	366	286	377	126	208	124	143	132	441	315	237	343	119
合計	1,288	1,273	1,708	2,062	2,979	3,154	3,225	3,495	3,329	1,156	1,123	1,535	1,666	2,730	2,697	2,780	3,217	3,048
認定者に対する割合 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89.8	88.2	89.9	80.8	91.6	85.5	86.2	92.0	91.6

## 2 西大台利用調整地区の利用者アンケート（一部抜粋）

図表 3 平成 25～28 年度のアンケート用紙配布数及び回収率

区分	配布数	回収数	回収率
H25	2,615	545	20.8%
H26	943	643	68.2%
H27	2,576	916	35.6%
H28	2,067	1,035	50.1%

※平成 28 年 10 月 29 日時点

### 1) 大台利用調整地区の利用時に期待していたもの及び感想 [FA]

・西大台利用調整地区への来訪にあたり、「何に期待して来たのか」、「期待どおりであったのか」等について、自由記述で尋ねた。

期待していたものは「自然」が最も多く（90 件）、「コケ」（26 件）、「景観」（22 件）と続く。

感想は「良かった、満足」（94 件）、「期待以上、期待どおり」（70 件）が多いが、「期待と違った、残念」（34 件）との意見も一定数みられる。

図表 4 期待していたものと感想（実数）

期待していたもの	感想							計	
	期待どおり	期待以上、期待どおり	良かった、満足	まずまず	期待と違った、残念	両評価	その他感想		記載なし
自然		35	33	2	6	1	4	9	90
コケ		6	9		7	1	1	2	26
景観		8	7	1	4		2		22
その他		4	5		2		1	7	19
登山、トレッキング		2	9		1		2	1	15
植物			5		6			2	13
人の少なさ、静けさ		4	5						9
原生林			6				2		8
利用調整への興味		1	4				1		6
森林浴		1			3			2	6
動植物		1	1	1	2				5
動物			2		1	1	1		5
神秘的な雰囲気		2	2		1				5
記載なし		1	3						4
野鳥			1	1	1				3
ブナ林		2							2
写真撮影			1			1			2
散策		1	1						2
霧		2							2
計		70	94	5	34	4	14	23	244

図表5 期待していたものと感想に関する自由記述（抜粋）

区分		期待したもの	感想
どおり 上、期待 期待	自然	手つかずの自然。	期待通りでした。静かで美しく これからもこのままであってほしい。
	コケ	コケの探索の為に自然探索。	十分期待通りでそれ以上だった。コケが思った以上に多かった。
良かった、満足	自然	自然の豊かさを感じることに。	豊かな自然が残っていて、他の利用者ともほとんど会わず、とても良い時間がすごせました。
	コケ	梅雨時なのでコケの緑が見たく。原生林の様子が見れるかと。	コケは2日ほど雨がなかったので一部乾燥している所もあり、でもよかったです。原生林は、下草が無く、私の思いと少々ちがいが、木は背が高いが太さが細く感じられましたが、道をふさいでいる木（ヒノキ）を切った切り口を見ると年輪がミツに生長するには、キビしい所となつとくしました。
まずまず	景観	他では見られない風景・自然	まずまず。
	動植物	・ありのままの自然（？）・動植物との出会い・静かな山歩き	まあまあと思います。（動物にはあまり出会わなかったです。）
残念 違った、期待と	自然	手つかずの自然。	シカが食べない植物のみ残っている感じで、自然ではないと思う。
	森林浴	森林浴	蜂に終始すきまとわられてそれ所ではなかった。
両評価	自然	大自然	期待はずれもあったし、期待以上もあった。
	写真撮影	梅雨最盛期の西大台の写真撮影。開拓付近に出来る池	開拓付近の池は少し水が引いていて少なかったが、霧に浮かぶ原生林の風景は多く撮れた。
その他感想	景観	景色	滝等が有ると思っていた。
	利用調整への興味	自然保全の状況。東大台とは異なり、調整地区として保全活動を実施していることで、自然の復元状況を見てみたかった。	時間はかかるものの、少しずつではあるが状況が改善していることが見てとれました。
なし 記載	その他	有名な場所なので一度は行きたいと思っていました。	

参考資料

西大台利用調整地区の利用に関する意見聴取票

西大台利用調整地区の利用に関する意見聴取用紙

別紙 1

入山日時：2016年 月 日 時頃から 時頃まで

I 基本的なことをお聞きします。該当するものに○をつけてください。

I-1 利用者情報など	性別：①男 ②女	年齢
	居住地（都道府県）：( ) （海外）：( )	①10才未満 ②10代 ③20代 ④30代 ⑤40代 ⑥50代 ⑦60代 ⑧70才以上
	登山経験：①引率者なしの登山・トレッキング ②引率者付き登山・トレッキングのみ ③里山の散策程度 ④ほとんどない	
来訪目的：西大台利用調整地区に来られた主な来訪目的を、1つだけ答えてください。 ①登山・散策 ②写真撮影 ③生物の観察 ④風景鑑賞 ⑤その他 ( )		
I-2 来訪を決めた時期	西大台利用調整地区の利用をどれ位前に決められましたか。1つだけお答えください。 ①本日～2週間前 ②2週間～1か月前 ③1か月～3か月前 ④3か月以上前	
I-3 団体ツアー・個人の別	今回のあなたの来訪形態について、1つだけお答えください。 ①旅行会社主催のツアー（主催者名を具体的に： ) ②登山や自然観察のガイドツアー（主催者名を具体的に： ) ③個人・グループ（計 人） ④その他 ( )	
I-4 行程	今回、どのような行程で大台ヶ原に来られましたか。1つだけお答えください。 ①日帰り ②宿泊を伴う行程（宿泊場所： )	
I-5 来訪回数	これまでに大台ヶ原に来た回数 ( ) 回※初めての場合は「0」です。	うち西大台地区に来た回数 ( ) 回※初めての場合は「0」です。

II ビジターセンターで受けたレクチャーについてお聞きします。

II-1	レクチャーの受講日： 月 日
II-2 長さ	あなたは、レクチャーの時間の長さについて、どのように感じましたか。この中から1つだけお答えください。 ①長い ②ちょうどよい ③短い
II-3 内容	あなたは、レクチャー内容について、どのように感じましたか。この中から1つだけ選んでください。 ①満足 ②普通 ③不満
II-4 配布冊子	配布した冊子「西大台利用調整地区ガイド」の内容について、どのように感じましたか。 ①満足 ②普通 ③不満
II-5 不満の理由等	上記のII-3、II-4で「不満」と答えた方は、不満な点、改善すべき点などを、具体的にお書きください。  ( )
II-6 その他ご意見	レクチャーの時間割（開始時刻など）について、ご意見等あればお書きください。  ( )





**V 西大台では、大台ヶ原の自然・文化等を解説したり、自然環境に配慮しながら安全に案内してもらえる「ガイド付きの立入り」が推奨されています。ガイド利用についてご意見等をお聞かせください。**

V-1 今回も含め、あなたはこれまでに大台ヶ原でガイド付きの山歩きや登山をしたことがありますか。  
① ある ② ない（理由を聞かせてください：例えば料金が安いから、一人で歩きたいからなど）

[ ]

「①ある」を選んだ方のみ

V-1-1 上の質問で「ある」と答えた方にお聞きします。西大台利用調整地区、東大台地区のどちらでガイド付きの山歩きや登山をされましたか。

- ① 西大台利用調整地区 ② 東大台地区 ③ 両方（①と②）

V-1-2 また、その際のガイドについて以下からあてはまるものをすべて選んでください。

- ① 登山技術を指導してくれるガイド ② 自然について解説してくれるガイド  
③ 団体ツアーなどの添乗員やバスガイド  
④ その他  
(具体的に： )

V-1-3 ガイドを選ばれた経緯を以下からあてはまるものを選んでください。

- ①インターネットで探した ②知人の紹介  
③ガイド付き団体ツアーを選んだ  
④選んだツアーにたまたまガイドが付いていた（または添乗員がガイドをした）  
⑤その他（具体的に )

V-2 あなたは、大台ヶ原でガイドを利用するとすれば、どのようなガイドを希望されますか。  
この中から1つだけ選んでください。

- ① ガイドは要らない  
② 自然について基本的な解説をしてくれる初心者向けのガイド  
③ 自然についてより専門的な解説をしてくれる中・上級者向けのガイド  
④ 登山技術を指導してくれる初心者向けの山岳ガイド ⑤登山技術を指導してくれる中・上級者向けの山岳ガイド ⑥ その他（具体的に： )

V-3 大台ヶ原でガイドを利用するとした場合、ガイド料金を利用者一人当たり何円までなら支払ってもよいとお考えになりますか。この中から1つだけお答えください。

- ① 2,000円以内 ② 2,000～3,000円 ③ 3,000～4,000円 ④ 4,000～5,000円  
⑤ 内容が充実していれば5,000円以上でもよい

**VI 西大台利用調整地区全般についてのご意見・ご要望等をお聞かせください。**

[ ]

ご協力ありがとうございました。当用紙は大台ヶ原ビジターセンターの回収箱に投函していただくかお渡しした封筒で後日郵送してください。（切手は不要です）

## 平成 28 年度吉野熊野国立公園西大台利用調整地区における 秋期の利用集中期交通渋滞緩和業務（概要）

近畿地方環境事務所

### 1 目的

吉野熊野国立公園大台ヶ原における利用集中期は、マイカー利用による交通渋滞が発生し、渋滞に巻き込まれた西大台利用調整地区の利用者（立入り認定者）がレクチャー時間や立入る時間に遅れ、利用に支障が生じることが懸念される。よって、利用が集中される時期において、大台ヶ原山上駐車場の駐車台数をはじめ現地における車による来訪の状況について、ホームページを用いたリアルタイムな情報を発信し、当該地区における交通渋滞緩和に資することを目的とする。

図表 1

### 2 調査概要・方法

大台ヶ原山上駐車場に調査員を配置し、各調査日（図表 1）の午前 6 時から午後 2 時の毎時 45 分に駐車可能台数（空数）及び県道大台ヶ原川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）における路肩駐車が発生状況を確認した。その混雑状況を現地の天候とあわせて午前 7 時から午後 3 時の毎時 0 分に現地から発信した。

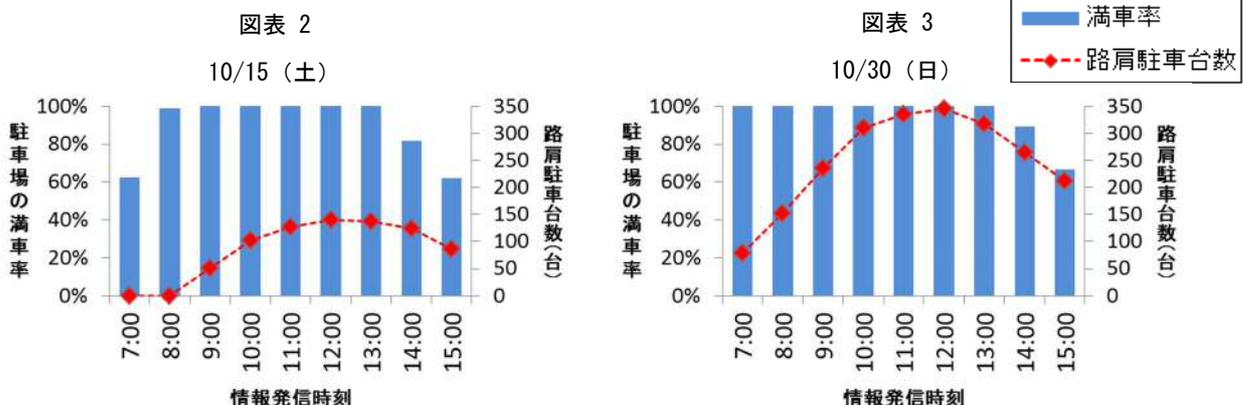
情報発信は、近畿地方環境事務所が整備しているホームページ「吉野熊野国立公園大台ヶ原」と請負業者が開設している HP にリンクさせ、外部サーバーによって作成・管理し、一般に公開した。

調査・情報発信実施日程と

当日の天候、気温、ピーク時の路肩駐車台数

調査日（曜）	天候	気温 （平均）	ピーク時の 路肩駐車台数
10月8日（土）	くもり（濃霧）	16.5℃	0台
10月9日（日）	雨（濃霧）	12.2℃	0台
10月10日（祝）	晴れ	14.9℃	177台
10月15日（土）	晴れ	10.6℃	140台
10月16日（日）	くもり（濃霧）	10.0℃	0台
10月22日（土）	くもり（小雨）	13.0℃	80台
10月23日（日）	くもり	11.1℃	120台
10月29日（土）	くもり（濃霧）	8.6℃	52台
10月30日（日）	晴れ	11.6℃	345台
11月3日（祝）	晴れ	4.5℃	111台

### 3 調査結果：駐車場満車率と路肩駐車台数の時刻別の推移（調査日程のうち 2 日間を抜粋）



10/15（土）は、午前 9 時に駐車場が満車となり路肩駐車が発生し始め、午後 0 時には 140 台（山上駐車場から約 1.4 km）の路肩駐車が発生した。10/30（日）は、午前 7 時の段階で既に路肩駐車が発生しており、午後 0 時には 345 台（山上駐車場から約 2.4 km）であった。

#### 4 調査結果：混雑状況情報発信ページの訪問者数の推移

図表 4

混雑状況情報発信ページの訪問者数の推移 10/8（土）～11/6（日）



※同一デバイスからの当日中のアクセスは1件としてカウント

混雑状況の発信を実施した土日祝日には訪問者数が増加しており、特に混雑が目立った日や期間の後半にはアクセス数が増加していた。

#### 5 交通混雑発生時における懸念事項



写真 1

ドライブウェイを徒歩で移動する  
マイカー利用者



写真 2

濃霧が発生し視界が悪くなった  
山上駐車場

路肩に駐車したマイカー利用者はドライブウェイを徒歩で移動しており、ドライブウェイを通行する自動車との交通事故の発生が懸念された。

特に、大台ヶ原は霧が発生しやすく（調査日 10 日間のうち 4 日間で発生）、濃霧の場合は視界が非常に悪くなり、自動車や歩行者の視認の遅れによる交通事故の発生が懸念された。